

商品概要説明書

1. 商品名	通知預金
2. ご利用いただける方	個人及び法人の方
3. 期間	期間の定めはありません。 但し、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. お預入 ①お預入方法 ②お預入金額 ③お預入単位	元金全額を一括預入れさせていただきます。 10,000円以上 1円単位
5. 払戻方法	7日間の据置期間経過後は、随時解約(一括払戻し)できます。 但し、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	当金庫所定の店頭表示利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払します。 付利単位を1,000円とし、1年を365日とする日割計算します。
7. 課税方法	・個人の方・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315% (国税15.315% 地方税5%) ・法人の方・・・総合課税 ※マル優ご利用の場合は課税されません。
8. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	・個人の方は、マル優のお取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱	据置期間中に解約する場合は、解約日における普通預金の利率によって計算されます。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9～17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、 当金庫営業日(9～17時)に当金庫総務部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。 東京弁護士会 03-3581-0031 第一東京弁護士会 03-3595-8588 第二東京弁護士会 03-3581-2249 全国しんきん相談所 03-3517-5825 当金庫総務部 0276-72-2565
13. その他重要事項	・この預金は、預金保険制度の対象となります。